

大府市高齢者軽度生活援助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者に対し、軽度な日常生活上の援助を行うことにより、住み慣れた地域での安心した生活の維持を図るとともに、その世帯の経済的負担の軽減を図るために実施する大府市高齢者軽度生活援助事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。第1号及び第2号において、18歳未満の者は、含めないものとする。

75歳以上の者のうち、ひとり暮らしをしているもの

75歳以上の者だけで構成している世帯に属する者(前号に掲げるものを除く。)

その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、グループホーム若しくは有料老人ホームに入所し、又は治療を目的とする医療施設に入院している者は、対象としない。

(事業の内容)

第3条 事業におけるサービスの内容は、別表のとおりとする。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者軽度生活援助事業利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その適否を決定し、高齢者軽度生活援助事業利用認定・却下決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、事業の利用を認定したときは、申請者に対し高齢者軽度生活援助事業利用券(第3号様式。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

(利用券の交付枚数等)

第6条 利用券の交付枚数は、1世帯につき、1月当たり4枚とする。

2 事業の利用時間は、利用券1枚につき、1時間以内とする。

(利用の方法)

第7条 利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、事業を利用しようとするときは、公益社団法人大府市シルバー人材センター(以下「シルバー」という。)に事業の実施を要請し、利用券を提出するものとする。

2 シルバーは、前項の規定により利用券の提出を受けたときは、事業を実施するものとする。

(費用負担)

第8条 事業の利用に当たり利用者が負担する費用の額は、次のとおりとする。

所得税非課税世帯 1時間につき 100円

所得税課税世帯 1時間につき 200円

2 事業に付随する物品、交通費その他の実費は、利用者の負担とする。

3 利用者は、前2項の費用を、事業を利用したときにシルバーに支払うものとする。

(料金の請求)

第9条 シルバーは、事業を実施したときは、利用者から受け取った利用券を添えて、高齢者軽度生活援助事業請求書(第4号様式)により、料金から前条第1項の額を差し引いた額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、その検査を行い、当該事業に係る料金を支払うものとする。

(利用券の返還)

第10条 利用者は、第2条の規定に該当しなくなったときは、速やかに、未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(利用認定の取消し及び返還)

第12条 市長は、利用者がこの要綱の規定に違反したときは、利用の認定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した利用券の全部若しくは一部を返還させることができる。

(適用除外)

第13条 利用者が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定によりサービスを受けられる場合において、当該サービスと同等であると認められる別表に規定するサービスについては、事業の対象外とする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、事業を実施するに当たり、常に地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、民生児童委員その他関係機関及び関係者との連携を密にしなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第13条関係）

区 分	サービス内容
代 行	買物 ごみ出し 薬の受取り クリーニングの受取り
屋内作業	調理 掃除 洗濯 布団干し 電灯の取替え 家具の移動 アイロンかけ
屋外作業	花壇の手入れ 水やり 庭掃除（剪定及び草取りは除く。）
そ の 他	外出の随行 話し相手 その他高齢者の生活援助に関するもの